

## 「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈」の改正について

### 1. 改正の背景

令和6年の通常国会において成立し、同年6月26日に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第67号。以下「改正法」という。）の規定により、子供用特定製品（改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）第2条第4項）を創設した。

改正法の施行に伴い必要となる事項を規定することを目的として、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」（以下「改正令案」という。）を同年12月10日に閣議決定し、乳幼児用ベッド及び乳幼児用玩具を子供用特定製品へと指定している。

さらに、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令案」（以下「改正規則」という。）において、乳幼児用玩具の技術上の基準、使用に関して注意を促すための文言等を定める予定である。

本解釈により、改正令案において新たに規定する乳幼児用玩具の対象とする製品、改正規則案において規定する乳幼児用玩具等の技術基準、使用に関して注意を促すための文言等について、詳細な解釈を加えるものである。

### 2. 改正の内容

#### (1) 乳幼児用玩具についての解釈の追加（本文1（13）関係）

改正令案において乳幼児用玩具は、「主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。」と規定しており、その文言について解釈を加える。加えて、乳幼児用の玩具として規制の対象とするもの又はしないものについて、解釈を加えるもの。

#### (2) 子供用特定製品の使用年齢基準について（本文3関係）

新消安法第12条の2第1項の規定による使用年齢基準を定める改正規則別表第1の2の規定について、解釈を加えるもの。

#### (3) 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言（本文4関係）

新消安法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言（「警告表示」という）を定める改正規則案別表第2の2の規定について、解釈を加えるもの。

#### (4) 表示の方式等（本文5関係）

新消安法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言並びに新消安法第13条第1項及び第3項の規定による表示を付す方法を定める改正規則案別表第5の規定について、解釈を加えるもの。

#### (5) 乳幼児用玩具についての技術基準（別表13. 関係）

新消安法第11条第2項の規定による検査の方法を定める改正規則案別表第1の規定について、解釈を加えるもの。

### 3. 今後のスケジュール

令和6年12月10日 通達案に係る意見募集開始

令和7年1月10日 意見募集〆切